

建建監 第22号
令和7年3月17日

京都府建設業協会京都支部 様

京都市建設局長 古川 真文
担 当 建設企画部監理検査課

京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の技術や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする仕組であり、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るために、普及・活用が求められているところです。

建設局が発注する工事においても、CCUSの更なる普及・活用を推進するため、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（**別紙**）に基づき、下記のとおり試行します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象工事

建設局が発注する工事において、入札公告及び設計図書にCCUS活用モデル工事であることを明示した工事のうち、受注者からCCUSの活用について、希望があったものとします。

2 適用時期

令和7年4月1日から適用します。

3 京都市情報館への掲載について

後日、別紙を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。

京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

1 目的

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の技術や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする仕組みであり、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るために、普及・活用が求められている。

本要領は、京都市建設局が発注する工事において、CCUSの活用を試行するために、必要な事項を定めたものである。

2 対象工事

建設局が発注する工事において、入札公告及び設計図書にCCUS活用モデル工事であることを明示した工事のうち、受注者からCCUSの活用について、希望があったものとする。

受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知する。

3 実施内容

受注者は、CCUSを活用する場合、以下の内容について全て実施するものとする。

実施内容	履行状況確認基準
(1) 事業者登録	受注者が事業者登録すること
(2) 現場登録（管理者ID登録）	受注した現場を登録すること
(3) 技能者※ ¹ 登録	1名以上の技能者を登録すること
(4) 就業履歴蓄積	現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を1名以上蓄積すること

※1 技能者：受注者及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

4 履行状況の確認方法

受注者は、完成検査時にCCUSから出力される帳票（「現場・契約情報」、「就業履歴（月別カレンダー）」等）を提示し、発注者から履行状況の確認を受けなければならない。

5 工事成績

CCUSの活用について、上記3の全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定（創意工夫）において、1点加点する。

6 CCUS活用に係る費用

CCUS活用に係る費用（登録料、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

7 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間での協議により定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。